

議案第 98 号

石岡市部等設置条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市部等設置条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年11月28日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

組織機構の再編に伴い、部の名称及び分掌事務の一部を改正するため。

石岡市部等設置条例の一部を改正する条例

石岡市部等設置条例（平成17年石岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を削り、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 福祉部

(7) 子育て健康部

第3条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を削り、第5号の次に次の2号を加える。

(6) 福祉部

ア 介護保険に関すること。

イ 福祉事務所に関すること。

(7) 子育て健康部

ア 子ども・子育て支援に関すること。

イ 保健衛生に関すること。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。